

契約内容報告書について

契約を締結した事業者は、新規に契約したとき、契約を修了したとき、又は契約支給量を変更したときは、契約内容報告書により、その契約内容を市に遅延なく報告しなければなりません。（日中一時支援を除く。）

1. 報告期限

事業者が市に対し、地域生活支援事業請求書等をサービス提供月の翌月10日までに提出する必要があることに留意し、契約の締結等の後、速やかに報告してください。

2. 報告内容

(1) 報告対象者

- ア 支給決定障害者（保護者）氏名
- イ 支給決定に係る障害児氏名

(2) 契約締結又は契約内容変更による契約支給量等

- ア 受給者証の事業者記入欄の番号
- イ サービス内容
- ウ 契約支給量
- エ 契約日（又は契約支給量を変更した日）
- オ 理由（新規契約又は契約の変更）

(3) 既契約の契約支給量によるサービス提供を終了した報告

- ア 提供を終了する事業者記入欄の番号
- イ 提供終了日
- ウ 提供終了月中の終了日までの既支給量
- エ 既契約の契約支給量でのサービス提供を終了する理由

3. 記載方法

(1) 報告対象者

当該契約に係る利用決定、氏名等を記載する。

(2) 契約締結又は契約内容変更による契約支給量等

ア 当該契約に係る受給者証の事業者記入欄の番号ごとに記入した契約締結及び契約変更の内容（サービス内容、契約支給量、契約日等）を記載する。

(ア) サービス内容

- ①移動支援
- ②生活サポート
- ③経過的デイサービス
- ④訪問入浴サービス

(イ) 契約支給量

契約した支給量を記載する。

(ウ) 契約日（変更契約日）

契約又は支給量の変更契約をした日を記載する。

イ 当該報告の理由となる事項をチェックする。

(3) 既契約の契約支給量によるサービス提供を終了した報告

ア 当該契約に係る受給者証の事業者記入欄の番号ごとに記入したサービス提供の終了に係る内容（提供終了日、提供終了月中の終了日までの既提供量）を記載する。

(7) 当該契約支給量によるサービス提供終了日

当該契約によるサービス提供の最終日を記載する。

(イ) サービス提供終了月中の終了日までにサービス提供した支給量を記載する。

イ 当該報告の理由となる事項をチェックする。